

第三十三回国会 社会労働委員会 議 録 第十号

昭和三十四年十二月四日(金曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 永山 忠則君

理事大石 武一君 理事大坪 保雄君

理事田中 正巳君 理事八田 貞義君

理事小林 進君 理事五島 虎雄君

理事滝井 義高君 理事堤 ツルヨ君

池田 清志君 大橋 武夫君

龜山 孝一君 川崎 秀二君

倉石 忠雄君 河野 孝子君

齋藤 邦吉君 中村三之丞君

古川 文吉君 柳谷清三郎君

山下 春江君 伊藤よし子君

大原 亨君 岡本 隆一君

河野 正君 多賀谷眞慈君

八木 一男君 山口シヅエ君

今村 等君

出席國務大臣

内閣総理大臣 岸 信介君

労働 大臣 松野 頼三君

出席政府委員

大蔵政務次官 奥村又十郎君

通商産業政務次官 内田 常雄君

通商産業事務官 樋詰 誠明君

(石炭局長)

労働政務次官 赤澤 正道君

労働事務官 百田 正弘君

(職業安定局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 岩尾 一君

(主計官)

大蔵事務官 磯江 重泰君

(銀行局特別金

融課長)

専門 員 川井 章知君

第三号

本日開議に付した案件

炭鉱離職者臨時措置法案(内閣提出

第三号)

○永山委員長 これより会議を開き

ます。

炭鉱離職者臨時措置法案を議題と

し、審査を進めます。

質疑を行ないます。滝井義高君。

○滝井委員 今非常に問題になってお

ります。炭鉱離職者の救済する

ために、政府は今回炭鉱離職者臨時措

置法案を国会に十一月十四日に提出を

いたして参ったのですが、それについ

てわれわれは鋭意いろいろの角度から

検討して参りました。本日最終段階に

なりましたので、特に総理に参りたい

だきまして、炭鉱離職者臨時措置法案

と関連をして、今後の石炭産業をどう

いう方向に持っていくかというような

根本的な問題をも、あわせてこの際内

閣の意向をお聞きして、そうしてこの

法案に対する最終的なわれわれの態度

を決定したい、こういうことができま

す。総理も御存じの通り、最近新聞の社

会面を開いてみますと、毎日きわめて

大きく炭鉱労働双方の紛争の問題、あ

るいは炭鉱地における炭鉱離職者の非

常に悲惨な生活の状態というものが

マスコミで取り上げられておるわけ

です。こういうように炭鉱の問題とい

うものが今日ほど大々的に取り上げら

れている時代は、終戦後の石炭が傾斜生

産で大事だという時代を別にしてい

たかと思ふのです。それから今度ほ

ど労働者が、産業全体の問題を自分の

首に結びつけて考えておるといふ時代

も、またないと思ふのです。そういう

意味で石炭産業の姿というものは、わ

れわれが非常に注目しなければなら

ぬ状態だと思ふのです。その状態に対

して、エネルギー革命であるとかある

いは石炭危機であるとかいう言葉で、

そういう姿が現われておるわけ

です。岸総理はこの石炭の危機という

のを、内閣の最高の責任者として、一

体どういう工合に認識をせられ、把握

をせられておるかということをもまず冒

頭にお聞かせ願いたいと思ひます。

○岸國務大臣 石炭の問題はきわめて

重大な様相を呈してきております。こ

の問題がただ一時的の経済界の不況で

あるとか一時的の理由、また労使双方

の間における主張の相違から一時的に

きておる問題であるというふうな事

態でないことは言うまでもないのであ

りまして、石炭産業というものの自体

が、日本だけじゃなしに、欧米各国に

おきまして最近の科学技術の発達や

その他から、エネルギー源の変更、推

移というふうなものに関連して大きく

影響を及ぼしている問題であると思ひ

ます。御承知のように最近の経済

界全体は好況を呈しておりますが、大

きな産業として石炭及び海運の關係は

依然として不況であるけれども、海運

と違つてさらに石炭の問題については

事態が非常に深刻な性格を持ってお

る。しかもこういう状況でありますけ

れども、単にこのエネルギー源とし

て、ただ経済的に、いわゆる価格の上

から石炭を使うよりも重油を使った方

が利益である、あるいは最近のいろい

ろな機械その他技術上のなにからいつ

て、いわゆるエネルギーが固体から流

動的なものに変わつてきておるとい

うような、このことだけからこの問題

を考へるわけにいかない。この問題は、

日本にあるエネルギー資源としては、

何といつてもやはり依然として一番大

きな資源である。それから日本の経済

が、どうしても全体として外貨という

問題が非常に大きな日本経済の基礎を

なす問題である。従つてわれわれはあ

らゆる面において外貨を節約し、なる

べく国際収支の關係のバランスとい

うものを基礎にやっていくなければ、経

済全体の運営ができない。それからさ

らに日本の労働人口のふえていくこ

と、人口問題から考へてみて、非常に

たくさん労働力を使つておる石炭産業

というものの意味は、ただ単にエネル

ギー源というだけでなしに考へなければ

ならない面がある。こういうことを

あわせて考へてみますと——しかも科

学技術の進歩をわれわれは全然無視す

ることもできないし、さらにエネル

ギー源の経済性というものを無視して

やるということも、これは日本が国際

的な経済の間に立ち向かつていく上か

らはできないのであります。それら

の關係をいかに調整し、いかなる道を

こに作り上げるかということ、これを

作り上げなければ結局石炭に対する根

本的な策は立たないものであります。

以上申し上げたような見地からこれ

に取り組んで、政府としては根本的に

この石炭産業というものが将来成り

立っていき、また成り立たせるよう

にしていく、そうしてこれに關係して

る経営者もまた労働者も、これによつ

て将来に対する十分な希望を持ち得る

ような一つの方針を考へなければなら

ない。これはただ単に石炭の山で石炭

を掘るといふだけじゃなしに、経済性

等にかんがみましては、輸送の面もあ

ればあるいは販売の面もあります。そ

れからまた技術面におきましてもな

研究すべきものがあるように私は考

へるものであります。いづれにしても、非

常に困難な問題ではございまして、以

上申し上げたような重要性を持つてお

るものとして、政府としては真剣にこ

の問題に取り組んで検討いたしてお

る次第でございまして。

○滝井委員 さすがは青年の時代から

ずっと商工省に育つた岸総理だけあり

まして、私たちが認識を全く同じくし

ました。石炭が日本における重要なエ

ネルギー資源である、しかも輸入燃料

というものが外貨の面と大きく結びつ

いておるといふ点、同時にそういう面

から石炭資源というものはやはりある

程度、相当評価して考へなければなら

ぬ、労働人口の増加の傾向にかんが

み、雇用の見地から石炭産業という

ものはやはり高く評価せられておる、こ

ういう三つの非常に重要な点を岸総理

第一類第七号

社会労働委員会議録第十号

昭和三十四年十二月四日

一

(二六五)

は指摘をせられ、そしてそういう重要な中で、今世界に進みつつある技術革新、同時に経済そのものが一つの法則を持って進む経済性、こういう技術革新と経済性を言った三つの問題とどう調和していくかということが今後われわれが石炭政策を進めていく上の一、重要な問題だ、その点についてはこの際、経済性を問題にする場合は輸送あるいは販売機構、技術の面、こういうものを十分考慮をして、石炭産業が成り立ち、その石炭産業に従事する経営者や労働者が希望を持つような方向に一つの政策というものを進めていきたいという、この言を聞いて、これから先の質問は実は要らぬ感じがいたしました。全く敬意を表したいと思えます。

そこで、今のそういう総理の御説明には私は敬意を表するわけですが、客観的な情勢というものは非常に違った状態が出ておるといふ点です。違っておる点が出ておりますので、そういう点について今のような基本的な立場に立つ総理の具体的な御答弁を一つ得ていきたいと思うのです。それは、現在政府や石炭資本家の考えておるようなことをわれわれが客観的に見てみますと、とにかく非効率の炭鉱をつぶす、閉山をしていく、それから人数が多いのだから大量の首切りをやっていく以外にない、これが現在の日本の石炭産業を建て直すた一つの道だ、すなわち石炭危機からの出口は大量の首切り以外にないのだ、そして首を切った失業者をまあ何か姑息的なことで社会問題の起こらないように措置をすれば、それでもって政治のやることは足りたのだ、こういう感じがどうもするわ

です。こういう点については、今の基本的な立場に立つて岸総理はどうそれを弁明せられ、どうそれが間違いないかあるという御説明をしていただけたらいいですか。

○岸国務大臣 これは今に始まったことじゃございませんが、日本の産業といふものを見ると、資源の賦存の状況から見ても、欧米その他の国々に比べて、石炭資源賦存の天然の、自然的な条件が非常に悪い部分も少なくないのではありません。いろいろな関係でそういうものも採掘されておるけれども、こういう情勢になってくるならば、非効率な、いろいろな点から考えてみてどうして成り立つことのできないような炭鉱は、やはり閉鎖する以外に私は方法がないと思えます。これに対する措置が現在のやり方で十分であるかどうかというところは考えなければならぬと思えますが、ただ、大きな山において、そうでない山の状況において多数の首切りが出ておるといふことは、私もこれは非常に憂慮しておる状況であります。御承知の通り炭鉱のこれらの経営自体が行き詰まってしまうならぬ、あるいは山全体が成り立っていないから、今度はわれわれから見ると、将来経営の仕方、やり方いかんによつては、先ほど言ったような見地からぜひ存続をし、将来に希望を持つような経営状態においてやっていかなければならぬという山までも、現在の形においては少なくとも一時山を締め上げてしまわなければならぬような状況にまでできているものがある、こういう状況であります。

この問題に関して、それではどうこれに措置していくべきかといふことは、われわれがとっておる自由経済の見地からいって、まず第一に経営者が真剣に考えなければならぬ。またさらに山の運命をになうておる労働者との間における——私は、ほんとうに労使ともに真剣に考えられる問題であり、また考えてもらいたい。それを第一段においては政府としてはとにかく支持していく。そしてその得たところの結論、両方の間の話し合いというものをわれわれは尊重していくというものが、実は基本的態度でございます。しかし、労使の間の話が円満に、もしくは適当にいかないような場合に關して、あるいは労働委員会やその他のものがあつせんするといふことも考えられなければならぬと、今日の状況においては考えられております。欧米の山等から見ますと、一人当たりの出炭量というものが、日本の平均は欧米のなにからいうと相当な開きがあるように私も聞いております。こういうことはあらゆる意味において経営者も労働者も、ともにこの生産性を上げることにについて考えてもらふことがこの際必要であらう。もちろんこの問題は、ただ単にそれから割り出して、一人当たりの出炭をどうするのために今の鉱山の労働者が多いからそれを減せばいいのだといふふうに、簡単に数学的に割り出すべき問題じゃないと思ひますけれども、以上言ったような態度で、今日相当数の労働者を出すことは、現状の石炭業といふものを見ると、これはまたやむを得ない事情じゃないか。従つて、やはり労働者に対する援護の措置を政府としては考えて措置しなければいかぬといふのが私の今の考えであります。

○滝井委員 非効率炭鉱を閉山し、あるいは大山で多数の首切りが出ておる。これは今の段階では、労使双方が十分考えてもらつて、生産性を上げる方向に持つていってもらわなければならぬ、こういうお説でございます。もちろん炭鉱の悪い炭鉱といふものは、資本主義の経済法則に当てはまらないので、それが脱落していくことはある程度資本主義を認める限りやむを得ないと思ひます。当面石炭の問題については、今の総理のいろいろな御説明から考えてみましても、三つの方面に非常に特徴的なものが現れております。一つは、いわゆる非効率炭鉱の閉山の対立の問題でございます。これは言葉をかえていえば、日本の石炭企業の一つの生活の現われ方の問題になるわけですが、これは資本家の側から言えば、企業が経済的に存立するために、人員整理をやらなければならぬにあらぬんだ、そういう資本家の主張に対しては、資本主義の世の中においてはわれわれがこれに反対することはできても、強制的にそれをやめさせることはなかなかできないと思ひます。しかし一方、今度は首を切られていく、あるいは閉山されていく労働者の側から考えてみますと、これは自分の生活権が脅かされることになりまして、生活防衛のために、憲法で保障している労働三権を行使しながら、ある程度自分の身を守っていくことも、これは非難できないと思ひます。そうしますと、そういう二つの労使の争いの中から、現実の問題としては大量の労働者が出てきておるとは事実です。これは何としても否定することはできません。しかもその大量の首切り

というものは、いわば社会的な不安あるいは治安問題にまで発展をするといふ客観的な情勢が出ておるならば、国家はそれに対して相当効果的な手を打たなければならぬことも、これまでいざの岸総理の御説明等から見ても当然のことなんです。ところが昭和三十一年の九月に合理化法が実施されて以来、一体政府はそういう社会的な不安に対していかなる手を打ったかといふと、ほとんど手を打っていないといふのは、これは岸総理もお認めになると思ひます。現実なんです。そこで、おくれなせながら今回労働者法を出すことになったのですが、この重大な社会不安を醸成しようという段階において、効果的な処置といふのは、なるほど労働者法も一つですが、私はどうもこういうことだけでは足りないという感じが非常に濃厚なんです。と申しますのは、たとえば今度、総理もお読みになったかどうか知りませんが、日経連の方から出ましたところの石炭の労働者対策を見ても、一万人の特別訓練隊をこの際作つて、大々的な職場転換をやるべきだといふ主張があるわけなんです。われわれ社会党でも、この際自衛隊の漸減方式をとつて、平和国土建設隊を作るべきだ。もちろんこういう炭鉱労働者その他もこの中に入れて、そうして自衛隊を退職した人も入れるながら、国土の災害防止のために建設的なことをどんどんやる、そうしてそこから技術を身につけさせる、こういう相当長期の安定をした職業に炭鉱労働者を転換する道を、この際政府は考える必要があるのではないかと思ひます。労働者法があるいはその一歩だと言えないこともありませんが、そ

れだけ先の大きな見通しというものは、法案の中においてはその片鱗に現われていないのです。こういう点について一体どうお考えになりますか。

○岸田首相 従来から、滝井君よく御承知だと思いますが、鉱山労働者が離職した場合において他の仕事にこれを転業せしめるということは、理屈の上からはあるなに出るけれども、こういう仕事をするんだからその方に行くんだ、あるいは統計数字から見ると、一方においてそういう離職者が出てくるから云々というようなことでは、実は解決しないのであります。特に特殊なものであり、また鉱山労働者は、われわれから言うところには地下労働というものの苦しさ、またみじめさを感じますけれども、またそこに離れ得ない愛着を持っているというように、この見ますと、やはりこれから出てくるところの離職者に対しては、国が相当積極的にこの配置転換なり、他の方面に転職、就職することについての訓練やこの世話をしなければ、実際はなかなか実現しない問題である。今度のなから申しますと、とにかく欲すると欲せざるにかかわらず、現在直面している石炭鉱業から相当多数の離職者が、しかも比較的短時間の間に集団的に出てくることを考えてみますと、一面において国がそうした訓練やあつせんを積極的にやることと同時に、他に比較的向くところの仕事を考えなければ、ただどこかにお世話しますというようなことだけでは私はいかぬと思うのであります。私も今回の災害にもかんがみて、治山治水、国土保全に関する基本的な方策を定めて、三十五年

度の総予算の上にも大きくこれを作り上げていこうという考えを持っております。従ってそういう仕事を結び合わせるというようにも当然考えていかねなければならぬと思います。またかねてわれわれ国土開発の上から大きな役割を持っておる道路の建設であるとか、あるいは鉄道建設というやうなもの、有機的に結びつけていく。ただ一方にこういう仕事があるから、それに代わるのだというやうなばんやりしたことはなしに、具体的に結びつくやうなあつせん並びに政府のお世話というものが私は必要である、かように考えている次第であります。

○滝井委員 実は今私がそういうお尋ねをいたすのは、新聞報道等を見ましても、大体炭鉱離職者の行き先というものは、干拓地とか開拓地への優先入植とか、移動式の組み立て小屋を持つ失業対策土木事業、それから財政投融資の中の電源開発、公園住宅建設、有料道路建設、こういうところなんです。ほとんど住宅も何も作ってくれないとか部屋みたいなところに住んで、そして不安定な土木事業をやつて、ジプシーのごとく山から山を歩く、こういう形なのです。これでは社会の中にあたたかく炭鉱離職者を包摂してやろうというところではなくて、社会の中からお外へおぼろり出すという感じを受けるわけです。

そこで今、何か総理は長期の見通しとおっしゃいましたが、長期の見通しに立って、やはりあたたかい住宅もついているやうな転換できる職場、安定した職場、こういうものをやはりこの際ほんとうに政府が石炭政策を——ある程度首切りもやむを得ない、それか

ら中小炭山の閉山もやむを得ないということになれば、そういう積極的なことを考えていただかなければならぬという感じがするから、そういうことを申すわけです。

そこで、そういうことも考えてもらいますが、もつと根本的なもう一つの面として、労使双方の争いが今石炭産業の一つの現象として大きく現われておりますが、同時に今日本の国内では、もう一つの現象が現われてきている。それは、この際こういうやうに大きくなくなった石炭問題について、やはり根本的な対策を確立しなければならぬという国民的な世論の高まりが出てきているわけです。これはもちろん産業としての石炭産業というものを一体どうするかという、これは内閣の政策の問題に關連してくることだと思ひます。そういう政策問題として出てくるわけですから、そうすると根本問題をやるわけに、われわれが今論議をしたやうな緊急就労対策、現実の炭鉱失業者をどうするかという問題も緊急の政策問題として出てきますが、もつとその底流は石炭産業の将来をどうするか、こういうことになってくると思ふのです。そうしますと、長い見通しで見てみますと、石炭産業が今までより飛躍的に拡大再生産をされていくということは考えられない、これはわれわれもそういう気がいたします。拡大再生産をされることは非常に困難だといふ情勢の中で、現実には何万人かの首切りが行なわれております。これから三十八年までになお大手で六万人、中小で三万七千人、職員も入れると約十

万前後の首切りが行なわれるわけですから、これはまさに、一体石炭産業の根本的なあり方をどうするか、あまり見通しもつかないままに、いわば人員整理のあらしが二、三、五年続いていくということは、私は許されぬことだと思ふのです。石炭産業というものが飛躍的に拡大再生産ができない、その中で人員整理のあらしが吹き続けるというならば、ここに必然的に、一体石炭産業というものの対して国としては根本的にどうするかというところになってくると思ふのです。その場合に、自由経済だからそのままというわけにいかぬので、そういう形になると何らかのこに、さげせん岸田総理が冒頭に述べられたやうに、この産業に従事する労使双方が希望を持てる政策をとるとすれば、やはりある程度保護助長の政策をとる以外にないと思ふのです。根本的な石炭対策を樹立するとき政府が保護助長の政策を今後とっていくかいかぬか、この態度の決定が大事だと思ふのです。これに對し岸田総理は内閣の責任者としてどういう態度をおとりになりますか。

○岸田首相 将来石炭産業が、今滝井委員が申されましたやうに、私も飛躍的に拡大再生産されるというやうな事態はなかなか期待できないと思ひます。ただ問題は、一番現実的に競合しておるエネルギー源として、石炭産業の不況の原因をなしておるものは油との関係だと思ひます。世界の油の生産の状況を見ますと、各地における油田の開発がなお相当急速に行なわれておる状況から考え、また最近の、これは一時的かもしれないが、運賃の問題等を見ますと、相当油が急速に石炭を圧迫しており、そうしてこれの不況を非常に促進しておるという事実はい

なむことはできないと思ひます。それを自由競争だ、自然に放任しておくということになれば、私が最初に申し上げた日本における石炭産業の意義というものがそれによってじゅうりんされる。この間の関係を私はやはり調整していかなければならぬ。やはり私どもは考え方としては、エネルギー源として炭主油従という考え方のもとに、この間のことを調整していく。調整する方法としては、いろいろな問題がございまして、なお具体的に検討していかなければならぬと思ひますが、炭主油従という頭でもって、ある場合には産業に對するいろいろな金融その他の面における保護助長も考えよう、あるいは重油その他油の進出に對する関係においてある程度制約する方途も考えていくということとあわせて総合的に考えていかなければならぬ、こう思っております。

○滝井委員 今総理が御指摘になりました通り、結局石炭産業の根本的なあり方の問題をわれわれが考える場合には、必然的にそこに非常に象徴的に現われてくるものは、総理の言われましたやうに重油との競合を一体どうするかということが第三の現象として一番大きく現われてくると思ふのです。そうすると、今総理は炭主油従の今までとってきた政策というものを当然推進していかねければならぬ、こういう御見解に到達したわけでありまして、そうしますと、今油に對しては、これはたとえば西ドイツあたりにおいては、最近は一キロリットル当たり三十マルクですか、約二千五百円の消費税をかける、こういう政策を新しくとってきておられるわけです。そうしますと、

日本におきましては現在あります関税の問題、いわゆる現行の一〇%の公定従価税率を重油で六・五%、それから原油で二%程度に引き下げておるわけですが、これはやがて期限が切れて元に戻らなければならぬ状態であると思ひますが、これは依然として持続をしいていくお考えがあるのかどうか。これは大蔵省の方に先にお聞きしたいのです、大蔵省どうですか。

○奥村政府委員 お答えいたします。

御指摘のように、現在関税税率法におきましては一〇%の関税がかかることにはなっておりますが、臨時措置として、御指摘のように重油で六・五%、原油で二%、こういうことになっております。そのような臨時措置が行なわれました事情は、今までは石炭の需給がうまくいっていない、石炭が比較的不足しておった時代が続きましたので、その間定率法では一応一〇%ではあるが、安価な燃料を輸入する意味において臨時措置で低めておったわけでありまして、それでお尋ねの今後どうするかというところでありますが、これは予算編成とも関連いたしますので、ただいま検討しております。いずれ政府が予算案を作るときまでに、この一〇%に復帰するかどうかという結論を得たい、こう考えておる次第であります。

○滝井委員 炭主油従の政策を整理はおとりになると申しましたが、大蔵当局はなかなか答弁が慎重で、予算編成まではつきりしない、こういうことです。実は政策というものはあまりぎりぎりになって手の中を示すと、こういう産業が危機に直面をしたときには、手を打つことがあと手あと手になつてくるわけです。従つてこういう

政策というものは、その財源の問題とも重要な関連を持つわけですが、従つてこういう問題は予算編成の二、三カ月くらい前までに政府というものは、これはこうやる、これはこうやる、やらないならやらないということを示すことが親切なやり方だと思ふのです。あと手あと手に示すためにいつも政策が立たないという点もあると思うのです。今お聞きの通りであります。関税の問題、それからもう一つ重油ボイラーの規制の法律が来年の十月には切れることになることは御存じの通りです。これらの二つの問題をひっくるめまして、総理としては一体炭主油従の政策をおとりになるという御意見でありましたが、腹がまゐるとしてはこれをどういう方向に持っていくか御方針でありますか。

○岸國務大臣 炭主油従の方策をとる上から申しますと、一応考えられるのは、滝井委員の御指摘になりましたように、重油についてのボイラー規制法が来年の十月で期限がきます、これを延長するかどうかという問題がございます。また重油の輸入関税に関して臨時特別措置でこれを軽減をいたしております。これはたしか期限は来年の三月までになつておると思ひます。これらのものをあわせて考えなければならぬ。今のドイツの消費税をかけたおる情報を得ておりますが、まだ法律としては成立していないようでありまして、そういう考え方もあると思ひます。これらのものをあわせて根本対策として考えなければならぬと思ひます。今私自身として、御質問であります

したが、直ちに規制法はどうするのだ、あるいは関税の方はどうするのだ、あるいは具体的に申し上げることは、まだその時期に達していませんが、十分にそれらの問題をあわせ検討いたしまして、私が申しておる炭主油従の政策、これは今回の、もしくは将来に向かつての炭業に対する態度としては、ただ口先だけで炭主油従を言うだけでは済まないものでありまして、相当具体的な政策でもって炭主油従の措置を講じなければならぬ。今言つたような問題はあわせてその方針に従つて十分一つ検討していきたい、かように思ひます。

○滝井委員 重油ボイラー規制法なり関税の問題は炭主油従の大方針のもとに従つてその方針を決定する(いうこと)でございます。できるだけ一つすみやかに決定をしていただきたいと思います。大蔵省の問題はあと回しにして、先に首相に対する質問をやらしていただきます。

次に、日本におけるエネルギーの消費構造というものが急激に変わつております。そうして日本らしい海外燃料に依存をする状態が急速に進行しておる国はあります。これは総理御存じの通りです。先般、一昨年でございましたが、通産省の出した長期エネルギー政策の中を見てみましても、昭和五十年になると四割八分だけ外国燃料に依存する形が出ておったわけですが、このテンポが幾分ゆるくなつたとしても、昭和五十年ごろになると、約半ば程度のものが外国燃料に依存しなければならぬ、こういう形になる情勢にあることはわれわれは否定することはできないと思ひます。そうす

るところのテンポが非常に早いために、雇用の問題に対する対策というものがいつもおくれがちなんです。そこで今度はおくれればせながら離職者の法案を出してきた、こういうのが真相だろうと思ひます。その状態を見ても、緊急就労対策事業をやるとか、職業訓練とか、援護会の設置というような、きわめて小手先の、いわばどうなわ的な対策に終わつておる、こういう批判が強いわけです。そこで当面は一体石炭産業はどういう方向に進むべきかということになりまして、それは具体的な合理化対策をきめていく過程で、エネルギー政策そのものの中で石炭というものの位置づけを一体どうするかというところが一番大事だと思うのです。

なるほど炭主油従だ、こういう抽象的な言葉では、石炭の方が主で従は油だ、ということはおわかりのようですが、一体海外燃料依存の政策というものをどの程度に押えて、そうして国内の燃料に重点を置くか。冒頭に総理が言われた、石炭というものは重要産業であり、しかもそれが重要産業であるということ、国内の資源であるという点だと思ふのです。そうしてしかもそれが多くの労働力を持ち、外貨との関係がある、こういうことから帰結して参りますと、一体エネルギー政策の中における石炭の位置づけをどうするか。それは反射的に日本のエネルギーのいわゆる外国経済の依存度というものをどの程度に押えていくかという、この問題に関連してくると思ひます。ここらあたり、基本的な方針として一体石炭の位置づけというものをどう考えておるかということですが、

○岸國務大臣 長い目で見て、日本のエネルギー源としての石炭を、どういうふうな日本の経済発展に使命を持たせるかということ、これは長期計画を立てて、これの見通しをつけていかなければならぬと思ひます。ただその間においてわれわれが非常に考えなければならぬことは、言うまでもなく産業経済の問題といたしましては、いかなる場合においても、非常に急激な変化を起さしめるようなことはいかぬと思ひます。いわゆる炭主油従と申しまして、今から五年前における見通しと、今日における状況というものを考えてみたときに、五年前にはこういうことを想像してはいなかったと思ひます。そういうふうに変化が起つてきますが、その場合において、その変化をできるだけ日本経済において急激な形において受けけないようにしていく。いわゆる失業者が出ましても離職者が出ましても、それが非常に急激に集団的に出るというようなことは、これはまた経済界におきましても非常に大きな問題を生ずるわけでありまして、できるだけその変化というものを急激に起こさしめないようにしていかなければならぬ。そこで私もこのエネルギー源の問題を考えると、これは、どうしても総合的にこのエネルギー源というものを検討して、この間における一つの長期にわたる見通しと一つの計画を立てていかなければいけない、かように考えておるわけです。一応経済計画についての見通しもございすけれども、われわれが今検討いたしております、十カ年間に国民所得を増進したという目標のもとに考えておる計画におきましては、先ほど来言つておる炭主油従ということをお頭に置いて、どう

いうふうに日本経済を十年間に発展させていき、またその間において石炭がどういう地位を占めるように持つていくかという計画を十分検討していきたい、かように考えます。

○滝井委員 長期の見通しに立って炭主油従の政策をおとりになるといふことでございますが、現在世間でいわれおる石炭対策、石炭に対する考え方を分けてみると、大体三つあると思うのです。その一つとして代表的な意見は、東大の脇村義太郎氏の見解です。これはもう非常に石炭はだめだという議論に立っておられるわけです。そうしてもう石炭は重油に太刀打ちができない、重油自身が危機なんだ、やがて次には石油ガスなり原子力の燃料が出てくる、当面の問題は石炭産業をいかに埋葬するかということがわれわれの問題なんだ、こういうふうに割り切った非常に極端な議論です。そうして、いかに埋葬するかというところが問題だが、そうでないとするならば、これは今の段階で石炭を救おうとすれば、石炭の国有化以外にはないのではないかと、こういう極端な一つの議論があります。

もう一つの議論は、これは北炭の萩原さんです。この人員整理というものは極端にやっちゃいかぬ、この際石炭産業の人員整理というものは自然減と配置転換でやれ、そうして配置転換は、ある程度能率の悪い炭鉱を閉鎖したならば、能率のいいところに配置転換をしていくのだ、こういうものの考え方です。そうして各国とも非常に石炭産業に対しては保護政策をとっておるのだから、日本でも体質改善というものは国家的な指導で一つおやりなさい、こういう意見です。

それからもう一つは、今の岸さんの言葉にも片鱗が出て参りました。それから池田さんもそういう言葉でございしますが、今労使双方が大体争いをやっている、だから労使双方がある程度の見通しの結論をつけてい、そうすればそれにのっとって政府はある程度のことはやりますよ、こういう言い方なんです。そうすると、それを今度は資本家側に言わせると、労使双方の話もつけないのだけれども、まず政府の方で根本的な石炭対策を出して下さいます。そうすれば、その出してくれたワタの中でわれわれは労使双方の話をつけます、こういうようにどちらにも責任のないような、責任のなすり合いのことです。それでこれは必然的に労働者に一切のし寄せがきて、離職者がほっぽり出されるという結果になってくる。こういう三つの論というか、見方というかが今日日本に流れているわけです。私はこれは岸総理に対する最後の御質問になるのですが、いずれにしても今までの日本の石炭産業というものは、資本主義のもとにおける非常に自己中心的な運営の仕方をしたことも事実です。それから政府の石炭政策に対する終戦以後の状態を見ても、これは一貫をした、今総理の言われるような、長期の見通しに立った政策はございしませんでした。二年ぐらい前に長期エネルギー政策を発表した、ところがあれは私たちが試案で発表したもので、責任のあるものではありません、という言い方をした。事業主側に言わせる、政府があのように発表したから、あれにのっとってわれわれは縦坑を掘ったり、うんと資金をつぎ込んで増産態

勢を作ったのだ、そういうところもどうもお互いに責任ののれんを言っておる。政府のいわゆる石炭政策の無方針というところも災いしておるわけですね。そこでこの際こういう深刻な事態の中で、国家のかまえてというものが必要なんです。今三つの議論が行なわれておるが、国家のかまえてとして、最終的な結論は、もうこの方針をきめたならば一貫をして、——もちろんしばらくといても私は五年、十年とは言いません、少なくとも三十八年ぐらいたまの見過しというものはこの方針でいったら変わらないのだという国家のかまえてを、この際、この法案をわれわれが衆議院を通すにあたって、内閣としての御方針だけを、一つ聞かしておいてもらいたいと思います。

○岸国務大臣 今御指摘のありましたように、石炭鉱業に対するいろいろな見解があると思います。今回援護法に関する法案を提案して御審議を御覧しますが、これは実は石炭鉱業に対する政府の根本的対策、考え方というものを示しているわけではないのであります。とにかく今起こっておるところの相当量の失業者、また統いて、われわれがどういう方策をとるにしても、とにかく予想しなければならぬ相当多数の数字につきましては、いろいろな見方があるようでありまして、必ずしも世間で言っている通りをわれわれは考えているわけではありませんけれども、何がしかの離職者が出る、これに對するとにかく緊急の措置として出したわけでありまして。別に石炭対策に対する根本の問題は、私どもは通常国会までにその結論を得て、これを提案したいということを申しておるわけ

です。そこで政府としてどういうふうな根本的に考えているかという御質問であります。実はまだその結論を、正直に申し上げますが得ておりません。しかし私の考えでは、従来われわれは自由主義経済の立場をとっておき、また現在のこの時期におきましては、一応経営者と労働者との間におけるところの話し合いによって、その山の成り立っていく基礎を一つ話し合ってもらって、その基礎に山のことを考えていくという態度をとっておること、根本的にはそういう考え方でございます。しかしながら私はそれだけで、今後の石炭鉱業に対していくということは、これはできないのだ、どうしてさらに一歩国が入って行って指導するという立場をとらなければならぬんじゃないか、それが保護政策としてどういう具体策をするか、あるいは指導性をどの程度に持つかというような点につきましてはなお検討を要すると思ひますが、ただ経営者と労働者の話し合いにまかして、その結論によつておれの方はなにするというだけではこれは済まない問題であるという考え方を持っております。具体的にどこまで国が入っていくかということについては、なお検討した上において通常国会で御審議を願ひたい、かように思っております。

○滝井委員 内閣のかまえてがわかりました。これで岸総理けつこうだと思ひます。それではあと関係各省にやりたいたいと思ひます。これは大蔵省でございしますが、御存じの通り今度のこの炭鉱離職者臨時措置法案の一番大事な援護会の手算でございしますが、この中で整備事業団から三億円の金を今度に出すことになつております。整備事業団というのは、これはトシ当り石炭業者が二十円ずつ出す、同時に開発銀行の利ざやで、整備事業団というものはそれらのものを財源として運営をせられておるところでございます。ところが今度、なるほど整備事業団が炭鉱を買い上げると、そこに失業者は出ることは確実です。ところが全く目的の違ったこの炭鉱離職者臨時措置法案の中に出てくる援護会に整備事業団が三億の金を出していくというところは、どうも筋違いの感じがする。本来の目的というのは、整備事業団というのはこれは炭鉱を買い上げて、そうして債権者に対して負債があれば炭鉱の負債をかわって払い、あるいは労働者の未払い賃金あるいは石炭企業者に貸金や資材代その他の貸しがあればそういうものの処理、鉱害の復旧、現実は鉱害の復旧が第一でございますが、こういうことをやるのが整備事業団の仕事でございしますね。ところが今度三億のお金をお出しになつておるわけですね。この点については池田通産大臣にも私御指摘を申し上げまして、これは今年を出しておるからやむを得ぬが、来年度からは当然こういう経費というものは整備事業団から出すものではなくて、一般会計から出してやるべきだ。なるほど今年度は三億出してあります。しかし来年度以降大々的に援護会が活動を始めて、そうして何万という離職者の処理を手厚くやろうとするならば、これは整備事業団から金を来年度も出させることは筋違いだと思ふのですが、あなた方は来年度もやはり依然として整備事業団から金を出させるおつもり

なにかどうか。

○奥村政府委員 お答え申し上げます。整備事業団の目的や性格については、これはまた所管大臣からお聞きをいたしたいと思いますが、少なくとも石炭産業の整備、特に採算に合わない炭鉱を整備するということにつきましても、これはどうしても不可分のもので、これは企業者においても十分考えていただかなければならぬと思うのであります。その趣旨に沿ひまして今度の法律に基づいて離職者の援護会というものを法律で作る。この援護会の趣旨は法律にもありますように政府と、また整備事業団などの、つまり要するに事業主との協力によつてできるだけあたったかい離職対策をやる、こういうことで移住資金その他この法律にありますように、ほかの産業における離職者と比べるとかなり手厚いことを計画しておる次第でございます。そこで事業主におかれても整備事業団などによつて十分の、できるだけ資金を出さうという誠意があるならば、一つ政府もそれに呼応して金を出す、こういうことでありますから、大蔵省としましては来年度におきましても、この援護会の資金について全部政府が出すということは考えません。やはり法律にもありますような趣旨で、整備事業団を通じて事業主からも相当の御負担を出していただく、かように考えておる次第であります。

○滝井委員 事業主からも金を出してもらいたいと言ふけれども、事業主の出す金は、トン当たり二十円は事業団の仕事を行つていくために出す金なんです。御存じの通り現在整備事業団

の納付金というものは三億以上の未納ができてきております。これは取り立てる事業団が非常に苦勞しておるわけです。そうしますと、現在事業団の鉱害復旧の状態を見ても、金が足りないでしよう。事業団は事業団本来の仕事をするために十分の金がない。十分の金のない事業団の金を、今度は離職者の対策の方にまで回すということになると、事業団本来の目的の仕事ができない。しかも法律では附則に「事業団は、援護会に対し、その業務に必要な費用に充てるため、政令で定めるところにより、通商産業大臣が定める額の交付金を交付しなければならぬ」というふうなきちめを設けてしまつておるわけなんです。そうしますと事業団が仕事を行つていくなつた場合には政府が金を出さなければならぬ、事業団に政府が金を出さなければならぬ、こういう矛盾が生じておるわけなんです。本来の目的を遂行できない形に事業団を追ひ込んでいって、そこから金を巻き上げていくという政府のやり方は私はけしからぬと思う。だからこれは法律にこう書いておるけれども、一体来年度は幾らく事業団からあなただ方は、大蔵省は金を出さざるおつたりですか。これは一般会計に幾ら出すかという関連が出てくるわけなんです。幾らく事業団から金をお取りになるつもりか。トン当たり二十円、来年度の出炭量は五千万トンで、二十円かける五千万トンは十億円ですか。これだけしか金はいかないわけですか。百パーセント取り立てても十億円しかいかないのですよ。それと、開発銀行の利ざやというものと一緒になるのですが、利ざやは結局国が出したような形のものを

出すんですね。そうしますと、石炭業者が出した十億円の中から今年は三億出しておるが、来年は一体何億出すつもりなのかというところなんです。これはあなたの方に直接関係がないならば、通産省、大蔵省のどちらかに……。援護会の仕事をやる上に一番大事な財源なんですよ。そこしから半分出す、六億のうち三億を出しているわけですから、幾らそれに出すか。これは来年度予算編成で検討中ですよ。これは私は言わなければならないですよ、法律で定めておるのですから。「政令で定めるところにより」と書いてあるから、ことし三億お出しになっておる。一体どういふ工合の出し方を三億にするか。第四・四半期に三億円出せば十二億円出さなければならぬということになる。これは一体どういふことになるのですか。

○奥村政府委員 この法律に基づく援護会が、この国会でこの法律が成立いたしますとすぐ発足するわけでありまして、これは年度の途中からでありますから、来年度の予算においては平年度に見なければならぬから、ことしの補正予算における三億の補助を、来年度においてははもと増額しなければならぬ。幾らになりますか、これはただいま検討しておるわけでありまして、そこで整備事業団の方は、来年度は国の補助に對するだけの資金が事実上出せないではないかという、こういう御意見でございますが、整備事業団は単に不況炭鉱の廃止と申しますか、休止と申しますか、それだけの仕事のように見えますけれども、しかしそういう不況炭鉱を廃止、休止するとすることが残存炭鉱のあるいは炭鉱業

者、あるいはその従事する労働者のためにもなるわけなんです。石炭産業の安定のために資するわけですから、そういう趣旨からいたしまして、この離職者対策においても整備事業団は積極的協力をお願いしたい。そこで、それでは整備事業団の資金が足りないではないかということですが、これは私は私運賃のやり方によることでありまして、労働大臣にもお願いいたしまして、できるだけ御協力を願いたい、かように存じておる次第であります。

○滝井委員 どうもおかしいのです。私の言つておるところが十分御理解できていないのではないかと。では通産省にお尋ねしますが、一体事業団の一年間の予算財源ですね、これは幾らあるのですか。

○樋口政府委員 大体一年間に一トン当たり二十円としまして、約十億円入つて参ります。それから中小企業金融公庫並びに開発銀行、二つの金融機関から大体二分五厘の利ざやをこちらの方に回していただくということ、六億程度毎年入つております。

それから先ほど滝井先生の御質問の中に、非常に鉱害関係で金がなくなつて本来の事業の遂行ができなかつたが、確かに今までの実例では鉱業権者と被害者との間で話がすつかりつたというふうなことで事業団が鉱業権を譲り受けたそのあとで、実は鉱害の処理が十分に済んでおらなかったというふうな点がございます。それらのために、その問題の箇所全部を復旧するためには、当初よりもある程度よけい金が必要だということとは事実

でございます。これは今までの買い方、できるだけ万全を期したつもりでございますが、若干人数の不足といったようなことのために、必ずしも被害者一人々々についての実情の調査というものが十分でなかつたという点もございまして、それにつきましても目下事業団の中における鉱害関係の陣容を強化すること等によりまして、できるだけ事業団が買い上げるまでに鉱害関係者等をはつきりさせて、債務超過のもので買えないものは買えない、買えるものはこの程度まで買えるという見通しをはつきりさせるというによりまして、今後事業団が本来の事業を遂行するに、金の面で行き詰まることがないということのないようにやっていきたい、そういうふうに考えております。

○滝井委員 事業団の本来の目的遂行のできないことのないようにやっていくということになりますと、この十六億の中からは、一体来年度どのくらい金の余裕があるのですか。幾ら余裕がありますか。余裕だけ言つてもらえばいい、出す出さぬは別として。

○樋口政府委員 来年度幾ら出せるかということは、現行の三十六年の八月までの納付金をとるという規定のもとにおける余裕はほとんどないというふうに通じてあります。従ひまして、この前の本委員会でも御説明申し上げたと思いますが、来年度以降どうするかということとは石炭の基本対策というものの確立というものと相対して、この次の通常国会で必要な予算措置を講ずるものについては予算措置、あるいは立法の措置というものを講じて、必要なだけ

の法的あるいは予算的な裏づけをするように、目下事務的にいろいろな面で検討しておるところでございます。今の段階におきましては、今のままの法律を全然いじらないということでは、来年度事業団から出る余裕はまずないというように考えております。

○滝井委員 大蔵省、お開きの通りです。これは十六億円ぐらいでは、とても来年度何億と出す金はないわけですね。そうしますと法律を延長する、今三十六年の多分八月までしか法律がないわけですね。それを三、四年延長したところで、延長すればその分買い上げのワケをふやすことになりまして、今の三百三十万トンに百万トンふやして四百三十万トンになったのですから、さらに百万トン伸ばさなければ、この非効率炭鉱の買い上げということに進まぬわけですね。そうすると延長してワケを増加するが、やはり財源のゆとりというものは、そう莫大に年々出していくものは出てこないのです。そうすると必然的にこれは一般会計から出さざるを得ないということになります。それは今鉱害復旧の遂行が十分でないというところを認められておられる。実際十分でない。被害者は皆泣き寝入りをしておられる。百万円をもらわなければならぬところを五十万円あるいは四十万円あるいは二十万円ぐらいて皆泣き寝入りをして調印をしてもらって、どうにか済ましておられる実情です。だからそういうものを本来の鉱業法に基づきあるいは臨時法に基づき原形復旧をきちっとやるとのことになると、とても整備事業団のこのくらの金では足らぬというのが現状です。だからここから金をかすめ

とって離職者対策に持っていくこと自体が無理なんです。だからこういう点について大蔵省は来年度予算編成のときに十分考えてもらって、整備事業団からあまり金を巻き上げないようにしてもらいたいと思うのです。奥村さん、どうぞそういう点をお考え願いたい。

それから特にもう一つは開発銀行の利子です。これは今納付金の分については二分五厘負けておるわけですね。現在石炭産業を根本的に立て直すためには金利、特に開発銀行の金利をどうするかということが非常に大きな問題だと思ひますが、これについて大蔵省はどうお考えになっておられるか。

○奥村政府委員 お答え申し上げます。開銀からの石炭産業に対する融資の金利について今後どうするかということでありまして、これは石炭産業だけでなく、海運産業への融資の金利も現在問題になっておる次第であります。そこで開銀といたしましては、資金コストの関係から、六分五厘をこれ以上引き下げるということとは、開銀の事情としてできかねるのであります。そこで二分五厘の補給、これをどうするかということも起こってくるわけでありまして、しかし来年度予算編成に際しましては、この石炭産業の不況をいかに打開するかは、先ほどいろいろ御議論のありましたような大きな問題の大体の方向をきめなければ、こういう問題も具体的に解決はできないというところでありますので、ただいまそれら総合して、予算編成と関連して検討中でありますので、まことに恐縮であります。今、はっきりした御答弁はできませんが、検討中ということで御了承願

たいと思ひます。

○滝井委員 どうも大事なところになると、検討中々々々になります。次は税制の問題です。

御存じの通り、現在石炭産業には鉱産税が二・四％かかっておるわけですね。池田通産大臣は大胆率直に、通産大臣の立場としても、個人の立場としても、これは廃止すべきだ、こういう明確な結論をここにお出しになったわけですね。しかしこれは内閣全体の問題であるが、通産大臣として、あるいは池田個人としては廃止したい、大蔵省さんは廃止すべきであると言言されたのですが、あなたの方は一体それをどう考えておられるか。

○奥村政府委員 鉱産税は、御承知の通り地方税の中の特に市町村税でございます。自治庁の所管であります。便宜から申し上げます。鉱産税をかりに廃止するとするならば、結局交付税などの計算の基礎になりますから、あるいは国の方からこれに対する何かの財源の補助をしなければなりませんから、結局大蔵省にも深い関係がありますので、お答えを申し上げる次第であります。

どうするかということでありまして、先ほどの関税を一〇％に復帰するかどうかその他すべてまだはっきりした御答弁ができないのは残念であります。先ほどの御質問にもありますように、この石炭産業の不況をどう打開するか、それに関連して離職者対策をどうするかということがこの臨時国会

で取り上げられ、政府としてはつきりした方針を立てるのは来年度の本予算においてきめるべきものと思ひます。先ほどの総理から御答弁にもありますように、本来は石炭産業の事業主がまず真剣にこの問題と取り組んでいただきたい、そうしてこれに対して政府が適切な施策を考える、こういうことでありますので、諸般のこれらの問題については、そういう事情から決定がなされておるわけですが、ただいま申し上げるような事情によつて、来年度予算編成に際して、全般総合して決定する、こういうふうなことをいいたたいと考えておる次第であります。

○滝井委員 せっかく大蔵省に来てもらいましたけれども、何も検討しておらぬ。やはり予算を編成する二、三ヵ月前にこういう基本方針というものはきめておくことが、政策を出す場合に国民大衆に対する親切というものは、きりぎりしになっておるものでは、一年の計は立たぬということになってしまふ。もう少しこういう問題は一つ早目に決定してもらいたいと思ひます。

次には、これは法案にあることで、今度の法案で、緊急就労対策事業については五分の四の補助をすることになっております。ところが御存じの通り、その単価は八百五十円、そうするとこれは、一応の基準的な労働省の見解によれば、賃金は三百五十円程度になるでしょう。それから資材費が三百円を少し上回るでしょう。その他、用地買収費その他事務費等をひくると二百円、こういうことですね。これは八百五十円ということになります。普通、普通の失業対策事業費が四百七、八十円くらいですね。それから特別失

対が千二百円で、ちょうど中間くらいになる。そうしますと、これはどういふことになるかという、簡易な道路舗装くらいの仕事しかできないわけですね。そうすると、今まで筋骨隆々、五百円とか千円とか一律に取っておった炭鉱離職者の諸君というものが、この八百五十円の緊急就労対策事業に雇われてくるわけですね。そうすると、三百五十円の賃金というものは生活保護とあまり変らぬわけですね。東京を例にとつて失礼ですが、標準世帯だつたら、東京は今一万七千八百円くらい行きます。そうすると、三百五十円だつたら、これは二十五日働いても八千五、六百円くらいにしかならぬ。こういうことになるでしょう。こういうことでは、自治体で具体的に仕事をおる場合に、簡易道路の舗装くらいなら、すぐ仕事は終わっちゃう。そこでこの金をある程度上げなければだめだ、という要請が自治体に非常に強いわけですね。この点については、少なくとも来年度においては、少なくとも特別失業対策事業の千二百円前後まで上げる意思があるかどうか。これは労働省あたりは、ぜひ何かそういう点は考えたいという意見なんです。問題は、財布の口を押えているあなたの方の一体どうだ、こういうことですね。

○奥村政府委員 ただいま御指摘のよう、一般失業対策におきましては、いわゆるニコヨンと申しますか、労務の単価は三百円余り、資材費、事務費を入れて四百円余り、こういうことになります。特別失対は資材費、事務費を含めまして千二百円、大体今度の緊急就労は八百五十円ですから中間である、八百五十円では筋骨隆々たる炭鉱

会の連絡ということが第一に行なわれましよう。もう一つは、援護会自身がその推薦と方法についてのあつせんが十分やられますならば、もちろん信用保証協会においても取り上げやすいでしょうし、いきなりここで保証ということではしませんが、いわゆる手続とか推薦とか、あらゆる形であつせんをするというのが今回の趣旨でありますので、そういうことが今日考えられることで、個人としては最高百万円あるいは本人の退職金の問題、御本人の生業の種類の問題、そういうことを選択することもあつせんの一つの大事な仕事ではなからうか。そういうことを総合して、この援護会というものがお世話をするわけでありませう。

○滝井委員 そうしますと、中小企業者でない炭鉱労働者が信用保証協会に行つても、すぐに保証してくれないことは、これはわれわれが信用保証協会へ行つてもなかなか信用してもらえない。それよりなお条件が悪いのです。そうしますと、これはやはり援護会あたりで信用保証の問題を具体的に、積極的に取り上げなければ、中小企業の信用保証協会に行つてやってくれといつても、現実問題としてはなかなかだと思ふのです。この答弁としてはそういうことで済まされるかしらぬが、現実問題としてはそうはいかない。そうすると、どこかで別個の信用保証の機関というものを考えなければいかぬと思ふのです。そうすると、この法律の建前から言うと、援護会以外にないと思ふのです。そうしないと国民金融公庫は絶対貸しませんよ。その場合に、信用保証の問題が出てくると、国民金融公庫のほかに労働金庫と

いうものがクロージ・アップされてくるわけですね。だから国民金融公庫、労働金庫、それからもう一つは厚生省の世帯更生資金——炭鉱離職者はボーダー・ライン層です。だから民生委員その他の手続があれば借りられるということが出てきますから、こういう国民金融公庫と労働金庫と世帯更生資金の三つくらいのもので、援護会がある程度積極的に損失補償でも、全部を補償しなくても、五割くらいのもので補償しないと、これは空文に終わるおそれがあるわけですね。こういう点について通産省なり労働省は積極的にいかになる意思があるのかどうか。今の松野さんの答弁だと、顧みて他に責任を転嫁するような感じがするので、あなたが、あなたの所管のものにおける信用保証を援護会あたりでやれるかどうかということですね。

○松野國務大臣 援護会であらゆる方法を考へてあつせんをいたします。ただ労働金庫になると、これは労働金庫法の目的が雇用者ということになつておりますので、あるいは多少疑義がございますけれども、今の厚生省の世帯更生資金、あるいは中小企業あるいは国民金融公庫、あらゆる方法を通じてこの援護会がみずから窓口となつてあつせんするということは、実は相当信用になるわけでありませう。保証する線よりも、援護会が書類をまとめて推薦、あつせんをするということは相当のブッシュになるわけでありませう。それを個々に行つてはなかなか受け付けてくれませんので、援護会が特に選択をしてあつせんをするという意味において信用の度合いが強いのではないかならうか、こういう趣旨でやること一番妥当であらう。一つにきめて保証するのだということをきめてまいりますと、いろいろな問題で、その使途がすべてそちらの生業資金に流れてしまふ、それでは困ります。すべての産業を見ながら、個々の家庭を見ながらあつせんするということが、実はおつしやるように非常に大きな推薦と信用になるわけでありませうから、今日これが一番妥当であると考えておるわけでありませう。

○滝井委員 援護会の方で積極的にそういう政策をとつていただければ、大蔵省の銀行局におきましても、国民金融公庫なり中小企業金融公庫なりにそういう指導はしてもらえますか。

○奥村政府委員 ただいま労働大臣からお答えになりましたように、援護会の方で積極的にあつせんをして下さるようでありませう。現在各府県にある信用保証協会の活用そのほかいろいろの方法によつて具体的に融資のあつせん、あるいは進んで保証の方法も考え得るのではなからうか、かように存じますので、そのように援護会が積極的に方針をきめて参りますならば、大蔵省といつたしましては、国民金融公庫その他の金融機関において、この法律の趣旨に沿うように、大いに融資をいたすようにいたしたいと考えております。

○滝井委員 これで終わります。松野大臣最後に、これは法律の解釈の問題を、この前参事の方からも指摘を受けましたが、「次の各号に該当する炭鉱離職者に対して行ふものとする。」という二十三条の二項の三号「昭和二十九年九月一日以降において一年以上引き続き炭鉱労働者として雇用された経歴を有すること。」という、この「一年以上引き続き」ということは、同一の炭鉱でなければならぬのかどうかという事です。

また一週間休んでまた次に行つた、これは失業保険の対象にはなりません。が、社会通念上この程度のものは「引き続き」という解釈をとりたい。通算してみれば、一年のうち十カ月以上は転々としながらも炭鉱労働者として従事した、こういう程度ならば社会通念上「一年以上引き続き」と解釈してもいいと思ひます。そういう意味からして、厳格に失業保険法をそのまま適用する考えはございませうが、社会通念上、常識的に一年のうち十カ月以上は働かれたというならば、かりに転々としましても労働者に該当してよろしいと思ひます。これは特に規定をどうするかという事は、そう厳格に法律で書くのも——各個人々々の家庭の事情もありましようから、なるべく解釈を各本人に適合するように解釈をしたい。社会通念の上に立つて、十カ月以上はどんなに転々としていても勤務をしていただくとこののが常識ではなからうか、こう考えます。

○滝井委員 終わりました。ありがとうございます。

○永山委員長 これにて質疑は終局いたしました。

○松野國務大臣 援護会であらゆる方法を考へてあつせんをいたします。ただ労働金庫になると、これは労働金庫法の目的が雇用者ということになつておりますので、あるいは多少疑義がございますけれども、今の厚生省の世帯更生資金、あるいは中小企業あるいは国民金融公庫、あらゆる方法を通じてこの援護会がみずから窓口となつてあつせんするということは、実は相当信用になるわけでありませう。保証する線よりも、援護会が書類をまとめて推薦、あつせんをするということは相当のブッシュになるわけでありませう。それを個々に行つてはなかなか受け付けてくれませんので、援護会が特に選択をしてあつせんをするという意味において信用の度合いが強いのではないかならうか、こういう趣旨でやること一番妥当であらう。一つにきめて保証するのだということをきめてまいりますと、いろいろな問題で、その使途がすべてそちらの生業資金に流れてしまふ、それでは困ります。すべての産業を見ながら、個々の家庭を見ながらあつせんするということが、実はおつしやるように非常に大きな推薦と信用になるわけでありませうから、今日これが一番妥当であると考えておるわけでありませう。

○松野國務大臣 援護会であらゆる方法を考へてあつせんをいたします。ただ労働金庫になると、これは労働金庫法の目的が雇用者ということになつておりますので、あるいは多少疑義がございますけれども、今の厚生省の世帯更生資金、あるいは中小企業あるいは国民金融公庫、あらゆる方法を通じてこの援護会がみずから窓口となつてあつせんするということは、実は相当信用になるわけでありませう。保証する線よりも、援護会が書類をまとめて推薦、あつせんをするということは相当のブッシュになるわけでありませう。それを個々に行つてはなかなか受け付けてくれませんので、援護会が特に選択をしてあつせんをするという意味において信用の度合いが強いのではないかならうか、こういう趣旨でやること一番妥当であらう。一つにきめて保証するのだということをきめてまいりますと、いろいろな問題で、その使途がすべてそちらの生業資金に流れてしまふ、それでは困ります。すべての産業を見ながら、個々の家庭を見ながらあつせんするということが、実はおつしやるように非常に大きな推薦と信用になるわけでありませうから、今日これが一番妥当であると考えておるわけでありませう。

○松野國務大臣 援護会であらゆる方法を考へてあつせんをいたします。ただ労働金庫になると、これは労働金庫法の目的が雇用者ということになつておりますので、あるいは多少疑義がございますけれども、今の厚生省の世帯更生資金、あるいは中小企業あるいは国民金融公庫、あらゆる方法を通じてこの援護会がみずから窓口となつてあつせんするということは、実は相当信用になるわけでありませう。保証する線よりも、援護会が書類をまとめて推薦、あつせんをするということは相当のブッシュになるわけでありませう。それを個々に行つてはなかなか受け付けてくれませんので、援護会が特に選択をしてあつせんをするという意味において信用の度合いが強いのではないかならうか、こういう趣旨でやること一番妥当であらう。一つにきめて保証するのだということをきめてまいりますと、いろいろな問題で、その使途がすべてそちらの生業資金に流れてしまふ、それでは困ります。すべての産業を見ながら、個々の家庭を見ながらあつせんするということが、実はおつしやるように非常に大きな推薦と信用になるわけでありませうから、今日これが一番妥当であると考えておるわけでありませう。

○松野國務大臣 援護会であらゆる方法を考へてあつせんをいたします。ただ労働金庫になると、これは労働金庫法の目的が雇用者ということになつておりますので、あるいは多少疑義がございますけれども、今の厚生省の世帯更生資金、あるいは中小企業あるいは国民金融公庫、あらゆる方法を通じてこの援護会がみずから窓口となつてあつせんするということは、実は相当信用になるわけでありませう。保証する線よりも、援護会が書類をまとめて推薦、あつせんをするということは相当のブッシュになるわけでありませう。それを個々に行つてはなかなか受け付けてくれませんので、援護会が特に選択をしてあつせんをするという意味において信用の度合いが強いのではないかならうか、こういう趣旨でやること一番妥当であらう。一つにきめて保証するのだということをきめてまいりますと、いろいろな問題で、その使途がすべてそちらの生業資金に流れてしまふ、それでは困ります。すべての産業を見ながら、個々の家庭を見ながらあつせんするということが、実はおつしやるように非常に大きな推薦と信用になるわけでありませうから、今日これが一番妥当であると考えておるわけでありませう。

○永山委員長 炭鉱離職者臨時措置法案を討論に付します。——討論がないようでありますので、直ちに採決に入ります。

炭鉱離職者臨時措置法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決し

ました。

○永山委員長 ただいま大坪保雄君より、炭鉱離職者臨時措置法案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まずその趣旨の説明を聴取いたします。大坪保雄君。

○大坪委員 私は自由民主党、日本社会党及び社会クラブを代表いたしました。ただいま議決いたしました炭鉱離職者臨時措置法案につき、附帯決議を付するの動議を提出いたします。まず、附帯決議案の案文を朗読いたします。

炭鉱離職者臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、炭鉱離職者臨時措置法の実施に当り、左の諸点に留意すべきものとす。

一 一般職業訓練所の運営費については、その負担割合を引き上げるよう努力すること。

二 炭鉱離職者援護会に労使その他関係各方面の代表者よりなる運営協議会を設けること。

三 生業資金の借入に係る債務の保証については、できるだけすみやかに成案を得よう努力すること。

四 炭鉱離職者緊急就労対策事業については、その効果の実施を行い得るようこれが改善を図ること。あらためて多く御説明申し上げる必要はないと存じますが、本法の実施にあたりましては、当面、ただいま議決されました法律案によって目的は達成し得るものと思ひますけれども、この

法律の立法目的を真に所期のごとく達成せしめるため、これが円満、適切な運営を今後において行なうことについて、いささか補足をした方が適當でないかと思はれるような事柄がなきにしもあらずと存するのでございます。たとえば申しましたその負担割合の引き上げの問題でございますが、日本の石炭産業の今後の見通しという

ようなものからいたしまして、産炭地において失業者がさらに続いて発生するおそれがあるわけでございますから、そういう場合においては、その地方公共団体が緊急就労対策事業を行なう上において地方団体の負担を非常に増大していく、地方団体の負担に耐えなくなるといふこともおそれられるのでありますから、その割合を引き上げることは将来においてさらに考究する必要があるではないか。また炭鉱離職者の援護会設置の当初の目的を円満に遂行し得るようにするためには、これが民主的にかつその地方の実情に即応して運営がなされなければならぬのであります。そういうことのために、

将来労使その他関係方面からなる運営協議会というようなものを設けるといふことも必要になつてくるのではないかと。そういうことをやはり考慮する必要がある。また、ただいま滝井委員の質問にもございましたように、離職者が生業資金の借り入れをしようという場合に、ただいまのところ各方面のあつせん等において十全は期し得ると思ふのでございませうけれども、あるいは将来そのあつせん程度では十全を期し得ないといふことになるおそれもあるかと思はれます。そういう場合にはある程度債務の保証をどこかでして

くれるといふことも必要になつてくるのではなからうか。そういうことも一つ検討する必要があるから、その点についてはすみやかに成案を得るようにはいたしたい。また事業費等も、これもただいま論議がございましたが、現状はこれだといふのであります。将来は再検討をしなければならぬ時期もあるであらうというようなこと等からいたしまして、この法案を審議するに際して、三派の委員諸君の炭鉱離職者に対する深い老練心から、こういう附帯決議を付して政府に要望しておくことが適切でないか、こういう考え方に基づいたものでございませう。どうか各委員の御賛成を得まして、満場一致で御決定下さることをお願い申し上げます。

○永山委員長 ただいまの大坪保雄君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立総員。よつて本案には附帯決議を付することに決しました。

この際、労働大臣より発言を求められておりますので、これを許します。松野労働大臣。

○松野労働大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、その実現に努力いたすつもりでございます。

○永山委員長 なお、ただいま議決いたしました炭鉱離職者臨時措置法案に対する委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永山委員長 御異議なしと認め、その

のように決しました。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十六分散会。

〔参照〕

炭鉱離職者臨時措置法案（内閣提出第三一号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕